

I 基本方針の策定にあたって

1 策定の趣旨

核家族化や少子高齢化が進む中、犬・猫などの動物を飼う人が増え、これら動物は、家族同様の存在として生活に溶け込み、癒しと潤いを与えてくれる大切なパートナーとなっています。

一方で、心ない飼主の不適切な飼養や管理による、近隣住民に迷惑を与えたり危害を加えるといった問題や、動物の遺棄、虐待などの問題が依然として跡を絶ちません。

こうした問題を解決するには、飼主がマナーを理解し近隣へ配慮するとともに、住民も動物の習性や接し方などの知識を深めることが重要と考えます。また、動物を飼う人と飼わない人、動物を愛する人と必ずしも好まない人など、それぞれが動物に対する考え方は様々であることをお互いに認識し、理解を深めることが必要です。

こうした現状を踏まえ、「岐阜市市民と動物の共生社会の推進に関する条例」（平成28年条例第74号 平成29年1月1日施行）（以下「条例」という。）に基づき、動物愛護管理に関する施策を着実に進めていくための具体的な方針として「岐阜市市民と動物の共生社会の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を定めるものとします。

今後、この基本方針に基づき、「市民と動物が共に幸せに暮らせるまちづくり」のために中・長期的な視点から総合的かつ計画的に施策を展開していきます。

Ⅱ 市民と動物の共生社会の推進に関する基本的な考え方

1 目的

動物を愛護する精神の高揚を図り、市民と動物が共生する社会を推進し、「市民と動物が共に幸せに暮らせるまちづくり」を目指します。

2 基本理念と考え方

基本理念1 市及び市民は、動物が命あるものであり、その命は尊ぶべきものであることを理解し、及び社会において欠かすことのできないものであることを認識しなければならない。

(考え方)

動物が尊ぶべき命あるものであることを念頭に置き、動物に関する諸問題の解決のほか施策の立案や推進を図ります。

基本理念2 市及び市民は、人の動物に関する考え方、価値観等は多様であることを理解し、それぞれの考え方、価値観等の違いに十分に配慮しなければならない。

(考え方)

動物に対する考え方は様々であることを理解し、それぞれの立場の人が、互いに許容し合うことができるよう、施策を推進します。

基本理念3 市民その他の本市の社会を構成する多様な主体は、互いに連携を図り、協働して、市民と動物が共生する社会の推進に努めなければならない。

(考え方)

第一種及び第二種動物取扱業者^{※1}、動物関係団体、ボランティア等が互いに連携し協力できる体制を構築し、施策を推進します。

※1 第一種動物取扱業

動物販売業など、営利性を有する動物取扱業のことです。

(ペットショップ、ペットホテル、動物園など)

第二種動物取扱業

非営利で、動物の譲渡、貸出し、展示などを行う動物取扱業のことです。

(保健所等の犬・猫を引取り、新たな飼主を探す取組をしているボランティア団体など)

Ⅲ 基本施策と取組

基本施策 1 市民と協働して行う動物の愛護及び管理に係る取組

- 取組① 市民、関係団体と連携した施策の推進
- 取組② ボランティアの育成、活動支援

基本施策 2 動物の愛護及び適正な飼養についての教育及び意識の啓発

- 取組③ 広報媒体等を利用した普及・啓発
- 取組④ 講習会等の開催
- 取組⑤ 犬の登録及び狂犬病予防注射実施の推進

基本施策 3 総合的かつ計画的に動物の愛護及び管理に関する取組を推進するための拠点の整備

- 取組⑥ 拠点整備の検討

基本施策 4 市が収容した動物の譲渡の推進

- 取組⑦ 保健所に収容される犬・猫を減らすための取組
- 取組⑧ 収容した動物の譲渡や飼主への返還の推進

基本施策 5 その他、市民と動物の共生社会の推進に必要な施策

- 取組⑨ 飼主不明な猫対策の推進
- 取組⑩ 第一種及び第二種動物取扱業者への指導
- 取組⑪ 災害時の動物愛護対策
- 取組⑫ 特定動物^{※2}の飼主への指導
- 取組⑬ 動物介在活動の検討

※2 特定動物

トラ、ニホンザル、タカ、ワニなど、人の生命、身体、財産に害を与えるおそれのある動物のことです。

IV 具体的な取組

基本施策1 市民と協働して行う動物の愛護及び管理に係る取組

市では、市民と動物の共生社会の推進のため、動物愛護の普及をはじめ、適正飼養の啓発や保健所に収容された犬・猫の譲渡などの事業を展開していますが、より一層推進するためには、市民、関係団体及び行政の各主体や動物愛護推進員^{※3}との連携をさらに充実する必要があります。

また、効果的に施策を推進するためには、地域のボランティアを育成し、活動を支援することが重要です。

取組① 市民、関係団体と連携した施策の推進

- ・ 動物愛護の普及や適正飼養の啓発を行います。
多頭飼育の崩壊^{※4}、虐待等を防止するための情報収集
動物愛護週間^{※5}における啓発等の推進
- ・ 動物愛護に係る講座や講習会を開催します。
- ・ 災害時の動物救護訓練やペットの同行避難訓練を支援します。
- ・ 市民や関連団体が開催する講習会に、講師として職員を派遣します。

取組② ボランティアの育成、活動支援

- ・ ボランティア活動を紹介します。
- ・ ボランティア育成のための講習会等を開催します。
- ・ ボランティア活動を支援します。
譲渡活動の推進等

※3 動物愛護推進員

動物の愛護と管理に関し、熱意と識見のある市民の方々を「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「動物愛護管理法」という。）に基づき、動物愛護推進員として委嘱しています。

主な活動内容

- 動物の愛護と適正な飼養の推進のために市が行う施策への協力
- 動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深める活動
- 住民や飼主に対し、その求めに応じて、必要な助言・支援等をする活動

※4 多頭飼育の崩壊

過剰に繁殖したペットによって生活が破たんした状態のことです。

※5 動物愛護週間

動物愛護管理法では、動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めることを目的に、9月20日から26日を動物愛護週間と定めています。動物愛護週間には、国、地方自治体、関係団体が協力して、動物の愛護と管理に関する普及啓発のための各種行事を実施しています。

基本施策2 動物の愛護及び適正な飼養についての教育及び意識の啓発

地域社会における動物に関するトラブルは、適正な飼養方法を飼主が理解できていないことのほか、人それぞれの動物への思いや考え方の違いに起因しています。そのため、動物愛護精神や適正な飼養の普及が必要であり、条例を広く市民に周知し、飼主の責務の徹底やマナーの向上について啓発します。

取組③ 広報媒体等を利用した普及・啓発

- ・ 飼主をはじめ広く市民へ、条例の目的や主旨を周知します。
- ・ イベント等にて、動物愛護推進のため啓発活動を実施します。

取組④ 講習会等の開催

- ・ 市民のニーズに応じた、動物愛護や適正飼養等に係る講座を開催します。
- ・ 講習会のメニューを充実していきます。
 - ペットや飼主の高齢化対策
 - 不適切な多頭飼育にならないようする対策
 - しつけ方教室などにおける、実技講習等の内容など

取組⑤ 犬の登録及び狂犬病予防注射実施の推進

- ・ 狂犬病予防注射にあたっては、地域住民の利便性を考慮します。
- ・ 広報やホームページなどを利用し、狂犬病予防法^{※6}の遵守について啓発し、犬の登録や狂犬病予防注射の実施を推進します。
- ・ 犬の飼育実態戸別調査^{※7}により、登録及び予防注射実施状況を把握し、必要に応じ指導します。

※6 狂犬病予防法

狂犬病の発生を予防すること、まん延を防止すること及び撲滅することを目的とした法律で、犬の所有者に、犬の登録や、所有する犬に狂犬病注射を毎年1回接種させることなどを義務付けています。

※7 犬の飼育実態戸別調査

未登録犬を含めた実飼育頭数や狂犬病予防注射の接種状況を把握し、本市の狂犬病予防の施策や、災害時の被災動物の保護体制整備に反映させるため、平成24年度から、戸別調査を地区ごとに実施しています。

なお、調査の際には、チラシ等により、飼主のマナーやペットに係る災害時に備えた日頃の準備についても啓発しています。

市民への啓発

○ 飼主

責務

- ・ 動物の飼主としての責任を自覚し、これを果たす。
- ・ 生活環境や自然環境の保全に配慮する。
- ・ 動物が人の生命、身体、財産に害を与えたり、人に迷惑を及ぼさないよう管理する。

遵守事項

- ・ 逸走しないよう、動物に首輪、胴輪を付ける等、適正に管理する。
- ・ 動物に首輪、名札等を付け、飼主を明らかにする。
- ・ 動物のふん、おう吐物などを適切に処理する。
- ・ 動物を散歩させるときは、ふん等を処理するための用具を携行し、適切に処理する。
(犬については、自宅で排泄を済ませてから、散歩をするのが望ましい。)
- ・ 動物の終生飼養に努め、やむを得ず飼えなくなったときは、新たな飼主を見つける。
- ・ 不妊又は去勢手術等により、動物の無計画な繁殖を防ぐ。
- ・ 災害の発生に備え、しつけや餌の備蓄等に努める。
- ・ 災害発生時には動物の健康・安全及び人への危害防止に努める。

○ 飼主になろうとする人

- ・ 動物を飼う前に最後まで適切に飼えるかを十分考える。
- ・ 動物の習性、生理等に関する知識を習得する。

○ 給餌者^{※8}

責務

- ・ 餌を与えている動物が、人の生命、身体、財産に害を与えたり、人に迷惑を及ぼす恐れがあることを認識する。
- ・ 生活環境や自然環境の保全に配慮する。
(無責任な給餌は、生活環境を悪化させたり、生態系に悪影響を与えるなど、自然環境に害をなす恐れがある。)

遵守事項

- ・ 餌を与えている動物のふん等を適切に処理する。
- ・ 不妊又は去勢手術等により、餌を与えている動物がみだりに繁殖することを防ぐ。

※8 給餌者

飼主不明な動物（野良猫等）にエサを与えている者のことです。

基本施策3 総合的かつ計画的に動物の愛護及び管理に関する取組を推進するための拠点の整備

昭和43年に整備した市の犬・猫の収容施設である「岐阜市畜犬管理センター」は老朽化しているため、既存施設の利活用や新たな施設の整備について検討していく必要があります。

取組⑥ 拠点整備の検討

- ・ 拠点のあり方について検討を進め、拠点整備のための基本計画を作成します。

拠点となる施設についての基本となる考え方

- 動物の譲渡など動物愛護に関する各種事業を推進するための拠点
- 市民、動物愛護ボランティア等と共に活動できる拠点
- 災害時に被災動物の救護ができる拠点
- 市民が動物とふれあえる拠点

基本施策4 市が収容した動物の譲渡の推進

犬・猫の殺処分ゼロをめざし、保健所が収容した犬・猫について、譲渡や飼主への返還を推進しています。

殺処分ゼロを達成するには、譲渡の推進に加え、保健所に収容される犬・猫を減らすための取組も重要となります。

そこで、安易な気持ちで飼主が犬・猫を保健所へ持ち込むことがないように、飼主の責任意識の向上とともに、動物がその生涯を終えるまで飼いつけること（終生飼養）の重要性について理解を深めていく必要があります。

取組⑦ 保健所に収容される犬・猫を減らすための取組

- ・ 飼主に対し、繁殖制限や終生飼養について啓発（しつけ教室、保健所からの犬・猫譲渡の機会など）します。
- ・ 動物取扱業者に対し、購買者への啓発を指導します。
（購買者に対する繁殖制限や終生飼養を含む適正飼養についての説明）

取組⑧ 収容した動物の譲渡や飼主への返還の推進

- ・ 譲渡会の開催や、ホームページ・フェイスブックの活用により、犬・猫の速やかな譲渡を推進します。
- ・ ボランティアとの協働で、犬・猫の譲渡を推進します。
- ・ 収容した動物を速やかに飼主へ返還できるよう所有者明示の普及を図ります。
（迷子札、脚環、マイクロチップ^{※9}等、犬については、鑑札及び注射済票の装着）

※9 マイクロチップ

直径2mm、長さ約8～12mmの円筒形の電子標識器具で、外側は生体適合ガラスで覆われており、チップには番号（15桁の数字）が記録されています。この番号を専用のリーダー（読取器）で読み取ることができます。

動物の安全で確実な個体識別（身元証明）の方法として、ヨーロッパやアメリカをはじめ、世界中で広く使われています。

基本施策5 その他、市民と動物の共生社会の推進に必要な施策

飼主不明な猫に起因するトラブルの増加が社会問題となっているほか、動物取扱業者による不適切な飼養や繁殖の問題、特定動物であるニシキヘビやカミツキガメなどが逸走するなどの問題、災害時におけるペットの救援に関する課題などがあります。

今後、こうした問題や課題に備え、対策を進める必要があります。

一方で、動物とのふれあいは、人の心身の健康に良好な影響を及ぼすともいわれており、その特性を活かした施策を進めることは、市民と動物の共生社会の推進に寄与するものと考えます。

取組⑨ 飼主不明な猫対策の推進

飼主不明な猫の増加は、ふん等による環境汚染や器物の破損など周辺環境へ様々な影響を及ぼしています。

このため、飼主不明な猫の増加防止対策を進めるとともに、飼主不明な猫と市民との共生ができるよう地域に理解を求めていきます。

- ・ 室内飼養の推進や、遺棄防止の啓発を行います。
- ・ 啓発看板や広報等により無責任な給餌の防止を啓発します。
- ・ 飼主不明な猫を対象に、不妊又は去勢手術費用を補助します。
- ・ 地域猫活動^{※10}について、調査・研究します。
- ・ 無責任な給餌に係る苦情や相談に対し、現地調査や個別指導を実施します。

取組⑩ 第一種及び第二種動物取扱業者への指導

動物取扱業者が動物愛護の推進に果たす役割は大きいことから、動物取扱業者に対し、法令遵守や動物及び飼養施設の適正な管理について指導します。

また、動物の販売に際しては、その習性や飼養の方法など適切な情報を飼主に提供するように求めていきます。

- ・ 第一種動物取扱業者に対し、法令等に基づく動物取扱責任者研修^{※11}を実施します。
- ・ 動物取扱業者が、法令等に定める施設及び管理の基準についての理解を深め、自ら施設等の点検を行い、動物を適正に飼養するよう指導します。
- ・ 動物取扱業者に、動物を販売する際などに終生飼養、マナーの遵守、犬の登録と予防注射など、飼主に必要な責務を必ず説明するよう指導します。
- ・ 法令等に基づき施設の定期的な立入検査を実施します。
- ・ 動物取扱業者に対し、人獣共通感染症等に係る情報を提供します。

※10 地域猫活動

地域で飼主のいない猫を適切に管理すると共に、不妊又は去勢手術を行ったり、新しい飼主を探すことなどで、飼主のいない猫をそれ以上増やさず、現在いる猫がその命を全うし、将来的に飼主のいない猫をなくすことを目的とした活動のことです。

※11 動物取扱責任者研修

動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修を実施しています。動物愛護管理法で、第一種動物取扱業者は、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修を年一回以上受けさせなければならないと規定されています。

取組⑪ 災害時の動物愛護対策

「岐阜市被災動物救援計画（平成25年2月）」及び「岐阜市被災動物救援マニュアル（平成25年3月）」に基づき、災害発生に備えた体制整備を進めます。

- ・ 災害に備え、テントやケージを備蓄します。
- ・ 飼主が講じるべき災害時の備えについて、啓発していきます。
 - エサ、水、ケージ等の備蓄
 - ペットとともに避難する方法
 - 避難する上での注意事項
- ・ ペットの同行避難訓練の実施に際し、自治会やボランティア等を支援します。
- ・ 同行する避難場所や、避難方法、連携体制についての具体的な手段について検討します。
- ・ 被災動物救護所訓練を公益社団法人岐阜県獣医師会等と共に実施します。

災害に備えて飼主が準備すべきもの

- ・ 迷子札などにより、所有者を明らかにしておくこと
（犬は鑑札と狂犬病予防注射済票）
- ・ ケージに入ることや、つながれることに慣らしておくこと
- ・ 「しつけ」や予防接種などの健康管理
- ・ 緊急時に持ち出せるよう「非常持ち出しセット」を用意しておくこと
 - 非常持ち出しセット
 - 5日分以上の餌・水、食事療法食や薬、予備の首輪・リード、食器、ガムテープ、飼主の連絡先、ペットシート、トイレ用品、タオルなど

取組⑫ 特定動物の飼主への指導

特定動物は、人に危害を与える可能性が高いため、一般の動物以上に飼主への社会的責任が求められることから、特に逸走を防止するための施設管理について指導します。

- ・ 施設基準等を遵守させるため、定期的に飼養施設に立入り検査を実施します。
- ・ 飼主に対し、特定動物を飼養する場合の責務について、周知を徹底します。
- ・ 飼主に対し、逸走防止対策及びマイクロチップ等による個体識別措置の徹底について指導します。

取組⑬ 動物介在活動の検討

動物とのふれあいなどの動物介在活動は、動物に対する理解を深め、その生命を実感し、命あるものを尊ぶ気持ちが育まれ、また、人の心身の健康のみならず、動物にも良好な影響を及ぼすといわれていることから、検討する必要があります。

- ・ 動物介在活動に適した動物の育成方法や必要な環境等について研究します。

岐阜市市民と動物の共生社会の推進に関する基本方針

平成29年3月発行

岐阜市健康部保健所生活衛生課
〒500-8309 岐阜市都通2丁目19番地
TEL:058-252-7195
FAX:058-252-0639